○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会専門部会要領

平成25年4月24日茨指運協第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会幹事会規程(平成25年協議会規程第号)第8条第3項の規定に基づき、専門部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 専門部会の名称、部会員及び所掌事項は、別表のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

- 第3条 各専門部会に、部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は、その所属する部会の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 専門部会は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。
- 2 部会長は、部会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところ による。

(関係者の出席)

第5条 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第6条 専門部会の庶務は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務局において行う。 (補則)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表 (第2条関係)

部会名	構成員	所掌事項
総務部会	(1) 茨城消防救急無線・指令センター運	(1) 事業計画及び予算の検討並びに事業実
	営協議会規約(平成25年4月1日施	績及び決算の総括
	行) 第2条に規定する構成団体(以下	(2) 事業費の費用負担割等に関する検討
	「構成団体」という。)の消防本部総	(3) 職員の服務等に関する検討
	務担当課長	(4) 前3号に掲げるもののほか,会長が必要
	(2) 構成団体である市町(城里町を除	と認める事項
	く。)及び構成団体である一部事務組	
	合の管理者が属する市町の財政担当	
	課長	
共同運用	構成団体の消防本部通信指令担当課長	(1) 消防救急無線のデジタル化に伴う施設
検討部会		の整備及び維持管理に関する検討
		(2) 消防救急無線のデジタル化に伴う無線
		運用に関する検討
		(3) 消防指令業務の共同運用に伴う施設の
		整備及び維持管理に関する検討
		(4) 消防指令業務の共同運用に伴う指令運
		用に関する検討
		(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要
		と認める事項